

## 土地有償譲渡届出が必要な土地取引

①都市計画施設（道路、公園など）の区域内にある土地で200㎡以上の土地を譲り渡そうとする場合。  
（土地の一部が区域内にある場合を含む。）

②都市計画区域内にあって10,000㎡以上の土地を譲り渡そうとする場合。

③①、②以外で法第4条に定められた土地を譲り渡そうとする場合。

※贈与や寄付など無償贈与の場合は必要ありません。

※有償譲渡であっても、都市計画法など他法令に基づく届出となる場合があります。

## 土地有償譲渡届出を行う時期

有償譲渡が具体化し、譲渡の相手方、譲渡の予定金額がほぼ定まったとき。

※譲渡制限期間がありますのでご注意ください。（届出から概ね3週間）

## 土地有償譲渡届出に必要な書類

No.	書類名	内容等	部数	備考
1	土地有償譲渡届出書	様式に必要な事項を記入してください。	1	
2	位置図	縮尺10,000分の1程度の地図に土地の位置を朱色で示したもの。 または、それと同等のもの。（A4版程度）	1	例： 島田市都市計画図 1/10,000
3	案内図	縮尺2,500分の1程度の地図に土地の位置、形状を朱色で示したもの。 または、それと同等のもの。（A4版程度）	1	例： 島田市都市計画図 1/2,500
4	公図等	隣接地を含む公図写に土地の形状を朱色で示したもの。	1	
5	登記簿謄本	土地の地番、地積、所有者等が確認できるもの。	1	
6	委任状	（代理人が届け出る場合に必要）	1	

※ 譲り渡そうとする者、譲り渡そうとする相手方等が法人の場合、法人を代表する者(例：代表取締役)の役職・氏名まで記載すること

●詳しくは、島田市役所都市政策課までお問い合わせください。

〒427-8501

島田市中心1番の1

島田市役所 都市基盤部 都市政策課

電話0547-36-7177